

# 令和元年度自然環境研修実施要綱

環境省環境調査研修所

## 1 目的

2010年に名古屋において開催された第10回生物多様性条約締約国会議を契機に、「生物多様性保全」は、広範な主体があらゆる分野で取り組むべき重要な課題として認識された。国及び地方公共団体等においては、個々の地域、行政分野において、生物多様性保全の取組を主導していくことが喫緊の課題である。

このため本研修においては、国及び地方公共団体において自然環境業務を担当している職員が、地域における生物多様性保全の取組みを具体的に進めるにあたって必要となる基本的な考え方や、専門的知識を習得するとともに、全員合宿による研修員間の交流を通じて相互の啓発及びネットワーク形成を図ることを目的とする。

なお、「野生生物研修」及び「動物愛護管理研修」で取り扱う事項は、今回の研修では取り扱わない。

## 2 期間及び会場

(1) 期間 令和2年1月21日(火)から1月24日(金)まで(4日間)

※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3  
TEL 04-2994-9766 Fax 04-2994-9306

## 3 教科内容 別紙のとおり

## 4 研修予定人員 80名

## 5 研修を受ける資格

研修生は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体等において自然環境保全業務を担当して日が浅い(概ね2年未満)職員
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 所属長の推薦を受けた者

## 6 研修生推薦の有無

研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」、「行政事例」を添えて令和元年12月6日(金)までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書(研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可)にて通知すること。

## 7 行政事例の作成

被推薦者に「事例研究における行政事例の作成について」に基づき行政事例を必ず作成させたい。推薦書に添えて送付すること。

## 8 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定のうえ、推薦者にその旨を通知する。

## 9 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程(原則として1割以上欠課した者を除く。)を修了した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

## 10 経費 次の経費は所属長の負担とする。

### (1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

### (2) 滞在費

ただし、国家公務員(独立行政法人職員は除く。)については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

※次の情報を環境調査研修所ホームページ(URL <http://neti.env.go.jp>)に掲載しておりますので御参照ください。

◎「研修ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。)

◎「実施要綱」及び「略歴書」・「行政事例」様式

## 自然環境研修教科内容

教科目	時間
1 これからの自然環境行政 自然環境行政の歴史的な経緯や今後の展望について把握し、自然環境行政の執行にあたっての基本的な考え方について理解を深める。	1.0
2 生物多様性概論 国土全体で取り組むべき喫緊の課題である生物多様性の保全について、学術的な知見など施策の背景を学び、基本的な考え方を理解する。	1.5
3 生物多様性国家戦略と地域生物多様性戦略について 生物多様性国家戦略への理解を深め、自らの地域における地域戦略策定につなげていくことを目指す。	1.5
4 自然環境保全政策について（経緯と歴史） 自然環境保全に関する法体系や制度を概観し、その考え方について理解を深める。	2.0
5 各種施策の基礎となる科学的データの収集と活用 生物多様性施策の推進にあたって、科学的知見が重要であり、その収集と活用方法のあり方をGIS(地理情報システム)を中心に学ぶ。	1.5
6 自然公園（国立公園）の意義と役割 自然環境の保全と利用の両立を目指した自然公園制度が、生物多様性保全施策の重要なツールの一つであることの理解を深める。	1.5
7 自然保護に係る環境影響評価 生態系を環境影響評価の対象とする意義や捉え方等、保全にあたっての基本的な考え方について理解を深める。	1.5
8 生態系に配慮した地域づくり 地域計画策定の際に必要な生態系の構造や保全手法等に関する理解を深める。	1.5
9 利用のあり方（エコツーリズム） 自然環境の賢明な利用方法について、エコツーリズムの視点からの取り組みを知り、理解を深める。	1.5
10 住民参加型管理 里地里山の概念や重要性等について理解を深め、具体的な保全手法としての住民参加型管理について、事例を通して知見を得る。	1.5
11 自然環境分野におけるインタープリテーションとファシリテーション 自然環境施策を推進する上で、自然とのふれあいの増進は重要であり、そのための手法としてのインタープリテーションを体験する。さらに、この手法が自然環境保全施策を推進する上で不可欠な相互理解にも応用できることへの理解を深める。	3.0
12 事例研究 自然環境行政が直面する様々な課題について、研修生の間で討議を行い、問題解決の方向を探ることを通じて、相互の啓発、交流を図り、今後の業務遂行に資する。	4.5
13 その他（開・閉講式、オリエンテーション等）	1.5

合計 24.0時間

注) 都合により一部変更になることがあります。

\* 開講式は10時から行います。9時30分までに入所してください。

\* 閉講式終了時間は、は16時00分を予定しておりますが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

\* 帰路の航空機、列車等の都合により、講義や閉講式等を欠席することは認めません。